

所沢市議会基本条例一部改正（案）に係る逐条解説（令和3年度）

（議会の活動原則）

第3条

（4）市民の多様性を尊重し、市民にとってわかりやすい議会運営を行うよう努めること。

（解説）

SDGsでも位置づけられている「誰一人取り残さない」という理念を踏まえ、現行条文の「ユニバーサルデザインの理念に配慮し」から、「市民の多様性を尊重し」とすることで、より市民に分かりやすく、また多様性の尊重を念頭に置いた議会運営に努めるため改正するものである。

（議長及び副議長志願者の所信表明）

第6条

議会は、議長及び副議長の選出に当たり、それぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設けるものとする。

（解説）

議長の職務権限や選挙などについては、地方自治法に規定があるが、この条例では議長及び副議長の選挙を行う際、志願者が職務への理念等を述べる所信を表明する機会を設けることを定めるものである。

（会議録等の公開）

第8条

議長は、本会議の議事等の会議録を作成し、及び保管する。

2 委員会の議事等の記録は、委員長が作成し、議長が保管する。

3 第1項の会議録及び前項の記録は、写しの閲覧、インターネットの利用その他の方法により公開するものとする。ただし、個人の権利利益の侵害その他相当の理由があると認めるときは、この限りではない。

（解説）

会議録は、本会議に関する唯一の公の記録であり、議会に関する争訟が生じた場合の証拠書類ともなる重要な公文書であることから、本条では、議会の透明性を高め、市民が会議の正確な状況を知る機会を確保するため、本会議の会議録と委員会の記録の作成・保管と、市民への公開について定めるものである。なお、市民による会議録閲覧請求権は、特段の事由がない限り拒むことはできない（最高裁：昭50.4.15）が、秘密会（地方自治法第115条第1項ただし書）の議事であり、未だ秘密性の継続する必要がある場合は、非公開となる。

（議会モニター制度）

第11条

議会は、市民の意見を広く聴取し、議会活動に反映させるため、議会モニター制度を設けることができる。

（解説）

議会の活動及び運営に関し、市民から広く継続的に聴取した意見を議会活動に反映させるため、議会モニター制度を設置できる旨を定めるものである。なお、所沢市議会では、早稲田大学人間科学学術院との間で締結したインターンシッププログラムに関する覚書に基づき、平成29年度から学生インターンの受け入れを行っている。

（議員と市長等執行機関の関係）

第12条

（1）議員は、市長等に対する質疑及び質問を行うに当たっては、広く市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めるものとする。この場合において、質疑及び質問は一問一答方式のほか、質疑については回数制限方式、質問については、一括方式、初回一括方式で行うことができる。

（解説）

質疑については回数制限によるものの他に、すでに一問一答方式が導入され、一般質問についても多くの議員が一問一答方式で行っているため、実態に合わせ改正するものである。

（議会広聴広報の充実）

第25条

2 議会の広聴広報機能の充実を図り、開かれた議会を目指すため、議員で構成する広聴広報委員会を設置する。

（解説）

従前は会議体という表記であったが、委員会としての十分な実績があり、本会議においても委員長報告を行うなど他の委員会と同様な運用となっている。また、市民と議会をつなぐ重要な位置づけにあることから、本条例に根拠を持つ委員会として改正するものである。

（情報通信技術の活用）

第28条

議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、情報通信技術の積極的な活用を図るものとする。

（解説）

議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、オンラインシステム等を積極的に活用することを推進するため新たに条文化するものである。

（災害時における議会の活動）

第32条

3 議会は、災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由により議員が議事堂に参集することが困難であると認めるときは、その状況に応じた情報通信技術の積極的な活用を通じ、議会活動の継続を図るものとする。

（解説）感染症の拡大防止の観点から、議員が議事堂に参集して議会運営を行うことを最小限に抑える必要があることを踏まえ、災害や感染症の発生等の緊急時において情報通信技術を積極的に活用し、議会活動の継続を図るため条文化するものである。